

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関から、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）第 22 条の 2 の規定に基づき登録教習機関登録事項変更届出書が提出されたので、登録省令第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 登録番号

富玉第 3 号、富床ク第 1 号、富ガ第 106 号、富プ第 21 号、富有第 1 号、
富乾第 2 号、富特四第 1 号、富石第 2 号、富硫化第 1 号、富鉛第 2 号、
富高作車第 3 号、富フォーク第 6 号、富小移ク第 5 号、富金ア第 1 号

2 登録教習機関の名称

一般社団法人 富山県労働基準協会

3 所在地

富山県富山市金屋字川端 767 番 30

4 代表者の氏名の変更

(変更前)

会長 平田 亙

(変更後)

会長 小田 満広

5 変更年月日 令和 8 年 6 月 12 日

令和 8 年 6 月 30 日

富 山 労 働 局 長

